

第2章 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会へ

環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換

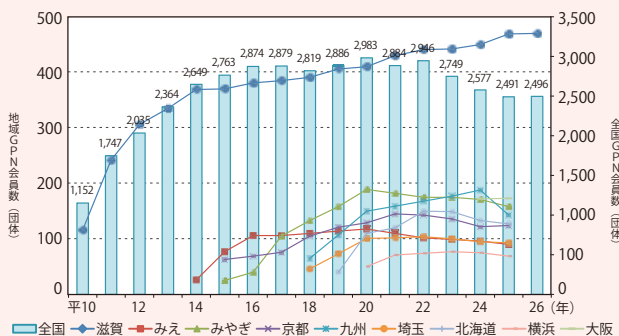
現況

社会・経済活動の拡大や質の向上により、日常生活や事業活動による地球環境への負荷が増大してきたことから、本県では、環境に配慮した生活様式等への転換を進めてきました。

県民の日常生活における環境配慮行動の状況については、平成26年度の県政世論調査によると、不要な電灯の消灯や冷暖房機器の適切な温度設定などの取組を実践している人が回答者全体の約9割に上っています。また、県内の協力店でレジ袋の無料配布を中止するなどの取組を進めてきた結果、買物時のマイバッグ持参率は89.6%（平成27年（2015年）3月）まで向上しており、日常生活での身近な環境配慮行動については、多くの県民に実践されるようになりました。

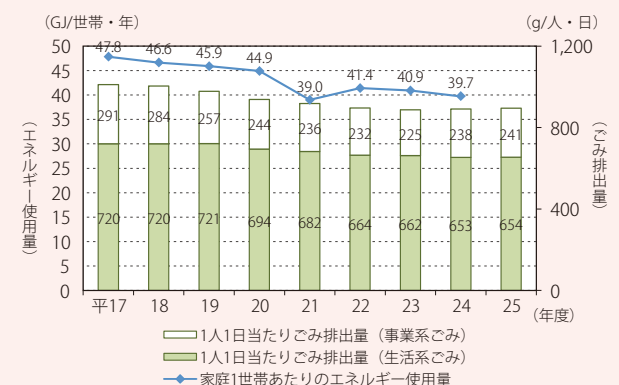
また、事業活動における環境配慮行動としてグリーン購入の取組状況を見ると、滋賀グリーン購入ネットワークの会員団体数はこれまで着実に増加し、他地域の団体と比べ大きな規模へと成長しましたが、近年は横ばいとなっています。（図表6）。

図表6 グリーン購入ネットワーク（全国・地域）の会員数



さらに、家庭1世帯あたりのエネルギー使用量や県民1人あたりのごみ排出量はともに減少傾向にあることから、県民等の環境配慮行動の効果が一定現れていると考えられます（図表7）。

図表7 家庭1世帯あたりのエネルギー使用量、1人1日当たりごみ排出量

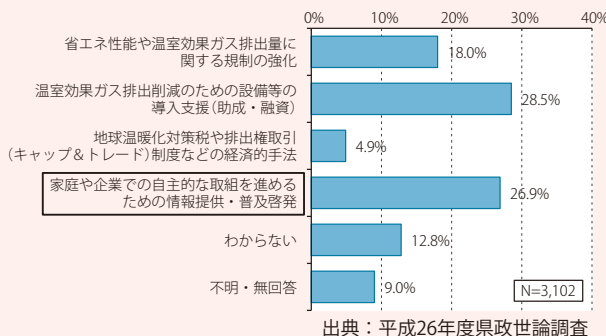


課題および今後の取組

県民や事業者によって身近な環境配慮行動は一定取り組まれるようになりましたが、全ての県民や事業者に環境に配慮した生活様式・活動様式が定着することを目指し、さらに多くの主体に取組を促していく必要があります。

そのため、県民や事業者が様々な場面で環境配慮行動に取り組めるよう、各主体の状況に応じた、きめ細やかな情報提供や普及啓発を進めます（図表8）。

図表8 地球温暖化対策・低炭素社会づくりに有効な手段についての県民意向



環境意識や取組の段階に応じた切れ目のない普及啓発の実施

県民等の環境配慮行動は、関心が低い人から積極的な行動に至っている人まで、様々な段階にあるため、各主体の段階に応じた普及啓発を行っていく必要があります。

環境配慮意識の低い人に対しては、まずは、本県の自然環境が持つ価値や魅力を知ってもらい、暮らしとの関わりを通して保全の重要性への理解を深めることから始め、そのうえで、行動のきっかけとなるような気軽に取り組める身近な環境配慮行動を提示していきます。一方で、既に行動している人に対しては、環境配慮の具体的な取組を増やしていく、環境家計簿などで自己チェックや改善ができるようにするなど、新たな段階の取組を提案していきます。

このように、環境意識や取組の度合いに応じた重層的な普及啓発を、各段階に対し切れ目なく行うことにより取組の全体的な底上げを図ります。

実践と継続につながる効果的な情報の提供

環境配慮行動は、生活や事業活動の様々な場面で多様な取組が存在する一方、その一つひとつは小さな取組であることから、各主体ができる限り多くの取組を選択し、継続的に実施していくことが重要です。

そのため行政は、それぞれの主体に応じた取組メニューを、県民等の実践意欲や継続意欲につながるようなかたちで提供する必要があります。

例えば、現在県が取り組んでいる、家庭や中小企業を対象とした省エネ診断事業では、各受診者の現状および取組の実践によるCO₂削減量や経済的なメリットなどを数値により「見える化」し、具体的な取組メニューと一体的に提供しています。これにより、受診者は各取組の効果を理解しながら、自らが実践可能なものを選択することができます。

このような効果的な情報提供により、各主体の実践と継続意欲を高めることで、環境配慮行動を広めていきます。

本県の環境関連技術の研究成果の活用 による環境保全と経済発展の両立

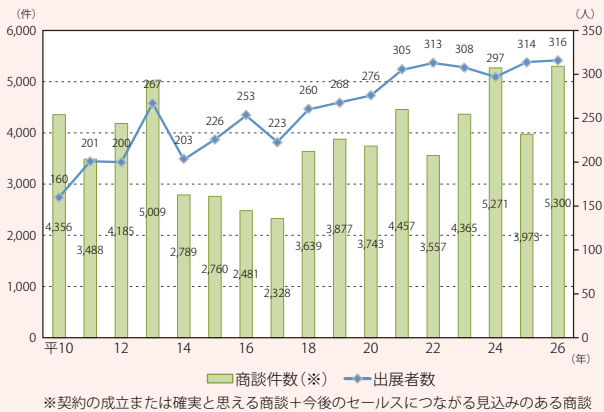
現況

本県では、琵琶湖等の環境保全に取り組みながら経済発展を遂げるため、製造業や農業をはじめとした産業界は高い環境意識のもと、早くから先駆的な環境保全対策を進めてきました。その結果、環境保全のための優れた技術や経験が蓄積されるとともに、それらを用いた様々な環境ビジネスが萌芽してきました。

平成10年（1998年）より開催している環境産業見本市「びわ湖環境ビジネスメッセ」では、出展者数・商談件数とも堅調に推移するとともに、出展者・来場者の約半数が県外の企業等となっており、本県が環境ビジネスの一大拠点へと成長したことがうかがえます（図表9）。

また、特に近年は新エネや省エネといったエネルギー関連分野や水環境ビジネス分野の出展企業が増えており、本県でも電池産業を中心としたエネルギー関連産業が集積している強みや、これまでの環境保全のノウハウ等を活かし、県内企業における低炭素化技術等の環境関連技術の開発促進を進めています。

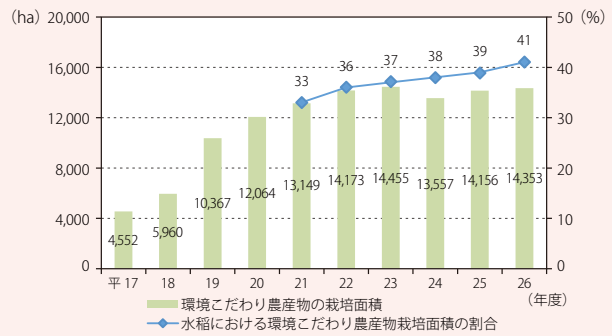
図表9 びわ湖環境ビジネスメッセの出展者数・商談件数



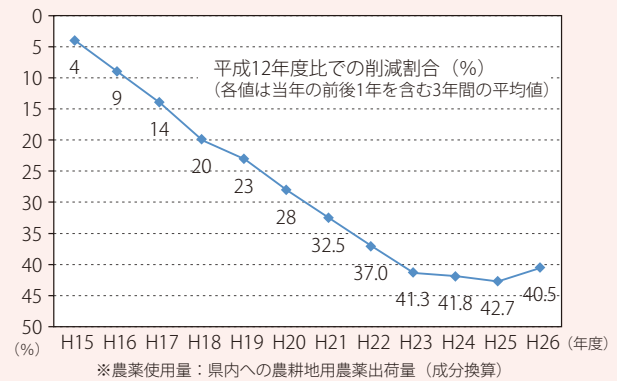
一方、農業においては、農薬等の使用量を抑えるなど環境に配慮した生産を行う「環境こだわり農業」に取り組んでおり、農薬や化学肥料に代わる営農技術等の確立や、琵琶湖をはじめとする周辺環境へ負荷をかけない栽培方法の普及を進めてきました。食の安全・安心に対する消費者ニーズの高まりとも相まって、平成13年（2001年）の環境こだわり農産物認証制度の開始以降、取組が拡大しており、水稻においては作付面積の約4割が環境こだわり農産物として栽培されています（図表10）。

また、本取組により、化学合成農薬の使用量の削減や農業排水対策の取組が進むなど、営農活動における環境負荷が低減されています（図表11）。

図表10 環境こだわり農産物の栽培面積、水稻における環境こだわり農産物栽培面積の割合



図表11 県内における化学合成農薬使用量^(※)の削減割合



課題および今後の取組

本県の環境関連産業や環境こだわり農業は着実に広がりを見せ、琵琶湖や生物多様性、温暖化対策といった環境保全に寄与しているため、これら産業等のさらなる振興を図る必要があります。

そのため、関連技術や製品等の開発の促進および、製品等の利用促進といった生産と消費の両面での取組を進めます。

環境配慮製品等への価値観の向上による利用促進

環境配慮製品や環境こだわり農産物、環境に配慮したサービスの利用促進には、製品等の市場化や流通・販売ルートの拡大を進めるとともに、環境配慮製品等に対する最終消費者の価値観の向上に努めていくことが重要と考えます。

環境こだわり農産物においては、継続的に購入する消費者の割合は増加傾向にあるものの、平成26年度は32%にとどまっています。また、環境こだわり農産物の生産にかかる労力やコストは、一般的な農産物に比べ大きいものの、価格競争等によってそれらを商品価格に十分転嫁できている状況にはありません。

こうしたことから、環境こだわり農産物が持つ食の安全・安心や環境保全といった付加価値を、食育や地産地消の取組等を通じて啓発することで、環境配慮商品に対する消費者の理解を促すとともに、継続的な利用・購入に繋がります。

また、環境配慮製品やサービスについては、県民や事業者に対するグリーン購入の普及拡大を引き続き図るとともに、環境配慮製品の製造といった低炭素社会づくりに貢献する事業活動を適切に評価する手法として、「貢献量評価」の普及を進め、環境に配慮した製品やサービスを提供する事業者の評価・選択に繋がります。

●環境保全技術・製品等の開発促進

本県には、エネルギー関連技術のほか、浄化技術や環境測定技術など、これまでの環境保全対策にて培われた様々な環境関連技術があることから、これらの技術の活用や製品・サービスの創出、また、関連技術の開発や高度化を促進し、環境関連産業の振興を図ります。

例えば、水環境保全の分野においては、本県の企業等が有する水質保全の技術やノウハウ等を用いて国内外の水環境課題の解決を目指す「水環境ビジネス」の取組を進めています。本取組は、諸地域の環境課題の解決に貢献できるとともに、産学官民の協力による新たな技術開発やノウハウの向上、本県企業のビジネスチャンス等につながるものであり、積極的な展開を図ります。

また、農業においては、病害虫や雑草の防除等にかかる生産者の労力・作業負担が環境こだわり農業の普及の障害のひとつとなっていることから、生産者が取り組みやすい農業技術の開発や防除技術の向上、それらの普及に取り組みます。

環境にやさしいライフスタイルの推進

●グリーン購入の推進

〈循環社会推進課〉

商品の購入やサービスの提供を受ける際に、必要性を十分考慮し、価格や品質だけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入する「グリーン購入」は、循環型社会の構築に重要な役割を担っています。

本県では、平成6年（1994年）から全国に先駆けてグリーン購入を率先して実行しています。また、平成14年（2002年）には「グリーン購入法」の施行を踏まえ「グリーン購入基本方針」を定め、「グリーンオフィス滋賀」の推進にも努めています。

さらに、「一般社団法人滋賀グリーン購入ネットワーク（滋賀GPN）」を支援するなど、県内のグリーン購入の普及促進に取り組んでいます。滋賀GPNの会員数は、企業396、行政21、団体55（平成27年（2015年）10月1日現在）となっています。

●消費者教育の推進

〈県民活動生活課〉

消費者教育・学習の推進に当たっては、「消費者の自立の支援」と「消費者市民社会の形成」を基本的な考え方として、消費者が、消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける能力と態度を身に付けることができるよう、また、持続可能社会の実現のため、消費者が消費行動を通じて、より良い暮らし、より良い社会の形成に主体的に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援します。

消費生活の足場ともいえる環境保全や、そのために行われる環境教育は、持続可能な消費の実践を目指す消費者教育との関わりが深いことから、これらと連携を図ることで消費者教育の効果を高めます。

日常生活や事業活動の中で、環境課題を「自分ごと」として捉え、環境に配慮した行動を自ら実践し、消費社会の一員としての自立した消費者が育まれるよう、消費者教育や環境学習などを通じて、環境に配慮した消費者行動の推進に努めます。

●「おいしがうれしが」キャンペーンの推進

〈食のブランド推進課〉

「おいしがうれしが」キャンペーンは、消費者の皆さんが県産農畜水産物やその加工品を知り、消費する機会を増やすことによって、滋賀の食材や食文化の豊かさを実感いただく「地産地消」を推進する運動です。

食べた人が「おいしい!」と言え、提供した人が「うれしい!」と応える。会話がはずみコミュニケーションが図れる滋賀らしい地産地消を進めています。

また、地産地消は、消費者に鮮度の良い食材を届けることができるのも魅力です。

平成27年（2015年）3月末現在のキャンペーン参加店舗数は1,297店舗です。各店舗での取組は、ホームページ（<http://shigaquo.jp/oishiga/>）で紹介していますので、県産農畜水産物の魅力をお楽しみください。

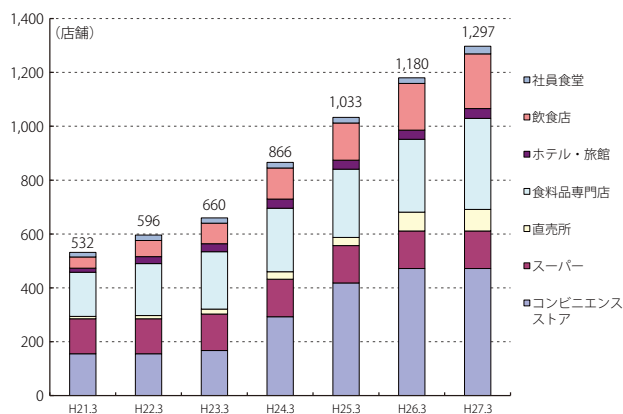
◆ロゴマーク

自然がおいしい、心がうれしい。



やっぱり地のもんがええなあ

◆キャンペーン参加店舗数の推移



●買い物ごみ削減の推進

〈循環社会推進課〉

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活様式を見直し、環境に配慮した行動を実践して、それを生活習慣にまで高める「新しい環境習慣」を提唱し、その確立を目指した取組を進めています。

事業者・県民団体および行政で構成する「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」では、買い物にともなって生じるごみの減量や資源化の推進に取り組んでおり、一層のレジ袋の削減、マイバッグ等の利用を推進するため「レジ袋削減の取組に関する協定」を締結し、レジ袋の削減に取り組んでいます。



環境にやさしい買い物キャンペーン

● 節電・省エネ提案会・診断の実施

〈温暖化対策課〉

家庭におけるCO₂排出削減を促進するため、節電対策に関する一般相談やパネル・実験器具を用いた啓発等を行う「節電・省エネ提案会」を県内各地で開催しています。また、うちエコ診断士が各家庭のエネルギー消費状況やCO₂排出状況を分析し、各家庭の状況に応じたきめ細かなCO₂削減対策を提案する、「うちエコ診断」を実施しており、平成26年度は103件診断しました。



省エネ診断実施状況

● エコ交通の推進

〈交通戦略課〉

マイカー中心の交通体系から人にも環境にもやさしい公共交通機関利用へのシフトを図るため、鉄道やバスなどの公共交通機関と湖上交通や自転車・徒歩の組み合わせにより、自動車に乗らなくても県内を移動することができる交通体系「エコ交通」の環境整備を推進します。

地域の特色を活かした公共交通機関の利用促進として地域のイベントと連携した鉄道誘客や、公共交通機関を活用したモデルコースの情報発信、交通事業者と関係団体が連携して取り組むエコ交通啓発事業を支援しています。

● 自転車利用促進

人にも環境にもやさしい自転車の利用を推進するため、官民で構成する協議会を設置し、自転車の魅力を高め、利用しやすい環境の検討を行うとともに、自転車の利用促進や安全利用の啓発、情報の発信などに取り組んでいます。

● にぎわいのまちづくり総合支援事業

〈中小企業支援課〉

本県では、地域コミュニティの核である商店街がかつてのにぎわいを再生し、地域の課題を解決する場としての役割を高めることを目的に、「にぎわいのまちづくり総合支援事業」を実施しています。地域課題には、「地域資源の活用」や「環境」も含まれ、地産地消や自転車利用拡大につながる事業、低炭素社会実現に向けてのイベント等にも支援を行っています。

● 滋賀らしい環境こだわり住宅の普及促進

〈住宅課〉

環境問題の解決に向けて、住宅分野においても環境への負荷を低減する取組が求められています。

本県では、県産木材や地場産の素材などを使用した良質な木造軸組住宅を「滋賀らしい環境こだわり住宅」と位置づけ、平成19年（2007年）3月にその整備指針を公表するなどして普及に取り組んでいます。平成20年（2008年）12月には、「滋賀らしい環境こだわり住宅」のつくり手となる設計者、施工者、木材供給者で構成されるネットワークグループの登録制度がスタートし、平成27年（2015年）10月末現在8グループが登録されています。

この登録制度を実施している「湖国すまい・まちづくり推進協議会」では、環境こだわり住宅や登録グループに関する情報をホームページで紹介するなど、県民の皆さんへの普及に努めています。

● 森林資源の循環利用の促進

〈森林政策課〉

■ 木質バイオマス資源の協働生産の体制整備

（木の駅プロジェクト推奨事業）

間伐等の森林整備が行き届かず、森林の多面的機能が低下することが危惧されています。

また、伐倒された間伐材も、採算性の問題などから、その7割近くが利用されず林内に放置されており森林資源の循環利用と地球温暖化対策という観点からも問題となっています。

そこで滋賀県では、未利用材の有効活用を拡大させるため平成27年度から琵琶湖森林づくり県民税を活用し、「木の駅プロジェクト推奨事業」を展開しています。

これにより、地球温暖化対策やエネルギーの地産地消、人口減少が著しい山村地域における森林所有者の所得向上や新たな担い手の確保などを目指しています。



甲賀市での取組状況

■ 薪ストーブ等の導入支援

（木質バイオマス利活用促進業）

森林の保全だけでなく、地球温暖化の防止や二酸化炭素の削減のためには、山で生産された薪などの木材を有効に利用することが大切です。

これらを私たちの生活の中で無駄なく使い、資源やエネルギーの地産地消を図るため、県では、県内に居住されている方や事業を営んでいる方を対象として、薪ストーブやペレットストーブを住宅や事業所などに設置される際の購入経費を助成しています。



薪ストーブ

■ 県産材（びわ湖材）の利用促進

（木の香る淡海の家推進事業）

地球温暖化防止の観点から、木材が持つ二酸化炭素の固定機能が重視されており、輸送にともなう二酸化炭素の負荷削減も含め、地域で生産された木材を地域で使うことが重要になってきました。

このため、「びわ湖材」* を利用した木造住宅の新設や耐震改修を支援し、県産木材に対する理解を深めていただくとともに、木材の地産地消を推進しています。平成26年度は、125戸の木造住宅の新設を支援しました。

*びわ湖材とは、合法性が確認できる滋賀県内の森林から伐採された原木と、その原木を滋賀県内で加工した製材品等の木材です。



びわ湖材を使用した住宅

木の学習机等木製品利用促進事業

県民のみなさんがびわ湖材で作った木製品等に触れる機会を提供することにより、森林の重要性や木材の良さをPRするとともに、木材の地産地消とびわ湖材の普及を図るため、「木の学習机等木製品利用促進事業」を実施しています。



学習機の組立てに取り組む児童

この事業では、小中学校等に木製の学習机と椅子、あるいは学習机用の木製天板を導入するとともに、保育園や幼稚園、社会福祉法人などが整備した老人ホームや障害者福祉施設、さらには医療法人が整備した病院等、公共性が高く多くの人の目に触れるところで、びわ湖材とその加工品を使用した木製品の導入を推進しています。

トピックス TOPICS

人によし、地域によし、琵琶湖によし 三方良しの森林資源の循環利用

〈森林政策課〉

「三方よし」とは、「売り手」「買い手」「世間」のそれぞれが満足できるものが良い商売であるという、近江商人の心得をいったものですが、森林資源である木材の利用も、「人」「地域」「琵琶湖」について、三方良しが当てはまります。

●人によし

木材は断熱、調湿機能に優れ、肌ざわりも良く、防虫、抗菌機能も持っています。そのため、木造の建物は暖かくて気持ちがよく、その結果、疲労が少なく情緒も安定するといった結果も出されるなど、木材は、健康で快適な暮らしには欠かせない資材です。

●地域によし

樹木は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材の形で長期にわたって炭素を固定します。また、木材を利用することは、他の資材と比べて製品の製造や加工に要するエネルギーも小さく二酸化炭素排出の抑制にもつながります。さらに、利用を終えた木材を燃料として使用しても、発生した二酸化炭素は再び樹木に吸収され、循環サイクルを保つことができるなど、木材の利用は、地球温暖化防止に貢献します。

●琵琶湖によし

木材を利用することにより生まれた収益は、森林の整備に活かされることから、「植える→育てる→使う→植える」というサイクルが維持されます。手入れ不足の森林増加が叫ばれる中、木材の利用によって森林整備が進むことにより、琵琶湖の水源である健全な森林の維持が図られます。

「人」も「地域」も「琵琶湖」も全てが良くなるよう、私たちは木材を使っていく必要があるでしょう。

環境と調和する経済活動の推進

●戦略的環境ビジネス育成の推進 〈モノづくり振興課〉

産学官金の関係機関をネットワーク化した「滋賀県環境産業創造会議」により、新エネルギー・省エネルギーや水環境ビジネスなどの新規成長分野への中小企業の参入を支援し、萌芽期を脱し成長期へと向かう本県の環境関連産業群の基盤をさらに強固なものとすることを目指します。

また、環境意識の高い県民のもと環境関連ものづくり企業が集積する本県の強みを活かし、本県企業が持つすぐれた製品・技術を県内外に発信することにより市場化や販路開拓を支援します。

●琵琶湖の保全の取組を生かしたビジネス展開 〈商工政策課〉

水環境ビジネスの推進を図るためのプラットフォームとして、平成25年3月に「しが水環境ビジネス推進フォーラム」(平成27年12月現在 127企業・団体が参画)を設置し、産学官民に蓄積されてきた琵琶湖保全の技術・ノウハウを生かして、ビジネスプロジェクトの創出・展開等に取り組んでいます。

現在、ベトナムにおいて、「観光島カットバの水環境改善に向けた協働体制づくりの協力支援」プロジェクトを展開しており、平成27年度には、企業の皆さんとともに現地の行政関係者等の受入研修や現地での技術指導を行いました。こうした取組やネットワークを足がかりとして、国内外の水環境課題の解決に貢献する産業の振興を図ってまいります。



セミナーの開催



ベトナムでの水環境改善プロジェクト

●びわ湖環境ビジネスメッセの開催 〈モノづくり振興課〉

びわ湖環境ビジネスメッセは、「環境と経済の両立」を基本理念に掲げ、持続可能な経済社会を目指し、環境産業の育成振興を図るため、環境に調和した最新の製品・技術・サービスなどを一堂に展示する日本最大級の環境産業総合見本市です。平成26年度は、10月22日から24日まで3日間開催し、延べ35,940人が来場しました。18回目となる平成27年度は、10月21日から23日まで県立長浜ドームで開催しました。



●低炭素社会づくりへの製品等を通じた 貢献量評価の推進

〈温暖化対策課〉

事業活動における自社の温室効果ガス排出削減に加えて、製品の使用やサービスの使用段階での省エネなど他者の温室効果ガス排出削減に貢献する事業活動(貢献取組)も定量的に算定し、評価することによって、低炭素社会に貢献する製品やサービスの開発や普及の拡大を進めています。

「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」に基づ

く事業者行動計画書において、平成26年度に提出された報告書全体のうち138件に貢献取組の記載がありました。そのうち年間の数値に換算することが可能な18件についての貢献量（県内の事業所が、県外の温室効果ガス排出量の削減に貢献した量）を試算^(※)すると、およそ150万t-CO₂、県域の温室効果ガス排出量の約10%に相当する値となりました。

※あくまで換算可能な取組のみの貢献量であり、本県の産業全体に拡大推計したものではありません。
 ※報告書記載の貢献量について、重複算定をしないよう一定の条件のもと算定したものであり、結果は実態と比較して過大評価・過小評価のどちらの可能性もありうるものです。



● 滋賀エコ・エコノミー推進事業 〈温暖化対策課〉

環境と経済が両立した環境成長経済の実現に向けて、本県経済界と本県が協働して、平成19年度より「滋賀エコ・エコノミープロジェクト」に取り組んできました。

このプロジェクトでは、県内企業等からの資金の任意拠出により「しが炭素基金」（最終196者（社）が拠出）を創設し、低炭素社会を形成していく事業を促進してきました。「しが炭素基金」による取組は、公益財団法人淡水環境保全財団へ引き継ぎ、平成26年度はセミナーの開催や温室効果ガス排出削減に貢献する製品・サービスを生み出す事業活動を行った4事業所に対して、滋賀県低炭素社会づくり賞（低炭素化事業部門）の表彰を行いました。

● マザーレイク滋賀応援寄附の促進 〈企画調整課〉

琵琶湖を愛する方や滋賀の歴史・文化に魅力を感じる方、滋賀県を「ふるさと」として応援したいと思っておられる方の思いに応えるため、「マザーレイク滋賀応援寄附条例」を制定し、寄附の促進に努めています。いただいた寄附は、琵琶湖の環境保全や歴史的文化的資産の保存などに活用することとしており、この趣旨に賛同する個人や企業からの寄附も広がっています。

● 淡海エコフォスター制度 〈循環社会推進課〉

道路や湖岸など公共的な場所の美化および保全のため、県民、事業者などが公共の場所の一定区間を愛情と責任を持って継続的にボランティアで美化清掃し、ごみの散乱を防止することを目的とする制度で、平成12年度から始まりました。

平成27年（2015年）3月末現在、399団体が知事との、13団体が市町長との合意に基づき環境美化活動を行っています。なお、この名称は、エコ（環境）とフォスター（育成する）を結びつけ、「淡海」を冠したものです。



● 湖南工業団地スマートエネルギーシステム構想 〈エネルギー政策課〉

地域レベルでのエネルギー需要をIT等を活用して総合的に管理し、エネルギーの利活用の最適化を図る「スマートコミュニティ」づくりの構想実現に向けた検討が湖南工業団地（湖南市）で取り組まれています。

湖南工業団地協会や団地内の企業、エネルギー事業者、市・県で構成する準備委員会を設立し、各事業者間で余剰蒸気を融通し合う熱導管の設置に向けて調整を進めています。



● 事業構想

- ・全立地企業を対象とした地域エネルギーマネジメントシステム
- ・分散型電源（CGS、蓄電池等）を有する企業および近隣企業を対象とした分散型エネルギーシステム

● 環境こだわり農業の推進 〈食のブランド推進課〉

■ 環境こだわり農業の普及拡大

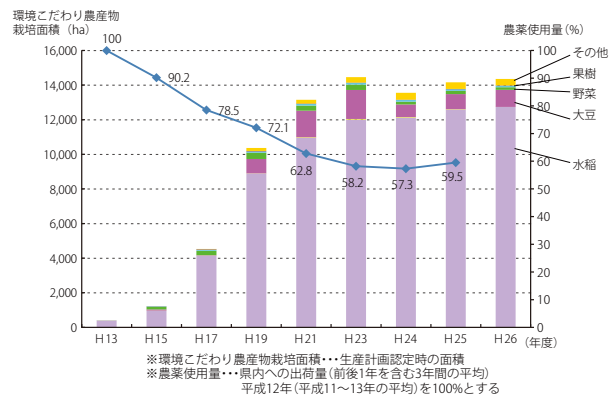
本県では、より安全で安心な農産物を消費者に供給するとともに、環境と調和のとれた農業を推進しています。平成15年（2003年）に「滋賀県環境こだわり農業推進条例」を定め、平成16年度からは、県や国の支援制度により、環境こだわり農業に取り組む農業者に経済的支援を行ってきました。

平成26年度には、環境こだわり農産物栽培面積は14,353haに達し、このうち水稲では作付面積の41%で取り込まれるまで拡大しています。引き続き、環境こだわり農業が本県農業のスタンダードになるよう推進していきます。



■ 環境こだわり農産物栽培面積と化学合成農薬使用量の推移

環境こだわり農産物栽培面積が拡大するとともに、県内の化学合成農薬の使用量は減少しています。



流域みんなで支える環境こだわり農業

環境こだわり農業の一層の拡大のためには、環境こだわり農産物が広く利用・購入される必要があります。

消費者に積極的に環境こだわり農産物を選んでいただくために、「食べることで、びわ湖を守る。」を合言葉に、農業者の琵琶湖に対する思いを込めたポスター、リーフレットを作成し、量販店や直売所等で掲示いただくなど普及啓発を進めています。

さらに、県内のみならず、琵琶湖・淀川流域の消費者の理解促進と利用拡大を図るため、京阪神に向けたPRを行っています。

みずすまし構想の推進

〈農村振興課〉

「みずすまし構想」は住民参加を基本として、農村地域の水質、生態系および景観の保全について、環境と調和した農業・農村を目指すという構想です。この構想の実現に向けて、各地域のみずすまし推進協議会が策定した行動計画に基づいて、環境に配慮した施設の整備や水質汚濁負荷削減に取り組む地域活動への支援を行っています。



農村地域住民活動支援事業

〈農村振興課〉

豊かな田園空間の創造や農村地域のコミュニティ機能を維持するためには、農家だけでなく非農家を含めた地域住民と行政などとのパートナーシップによる農村環境の保全活動の推進が求められています。

このことから、滋賀県土地改良事業団体連合会内に設けられた「滋賀県みずすましセンター」を活用し、地域リーダーの育成や専門家の紹介、普及啓発活動を行い、地域住民の主体的な活動の定着を支援しています。

また、農村地域で行われる環境保全活動を支援するため、多様な主体で構成された「みずすましネットワーク」の取組を推進しています。

県産木材の利用促進

〈森林政策課〉

本県の森林で育てられたスギやヒノキを伐採し、県内で加工や利用する地産地消の推進は、地域の雇用の促進をはじめ林業や木材関連産業の振興に貢献します。

また、木材利用は地球温暖化防止にも貢献しています。特に、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まった平成24年（2012年）7月以降は、木質バイオマス発電の燃料としての木材の価値が高まるなど、木材利用の意義はますます大きくなっていることから、県産木材の利用促進に向けた取組を強化することとしています。



トピックス TOPICS

かけがえのない滋賀の水源林を健全な姿で未来に引き継ぐために

〈森林政策課〉

滋賀県の森林は琵琶湖・淀川水系にとって貴重な水源林であり、生物多様性の保全の観点からも重要な役割を担っています。

このかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐため、「琵琶湖森林づくり基本計画」の見直しを進めています。県民のみならず広く意見を聴きながら、見直しを進めるため、平成27年度には、県民政策コメントを実施するとともに、県内6箇所でタウンミーティングを開催しました。

県民政策コメントでは、5名（団体）の方から問伐の推進などについて、ご意見が寄せられました。

タウンミーティングでは、林業関係者や森づくり団体のメンバーなど延べ142名の県民のみなさまにご参加いただき、ワークショップ形式により、グループ分けして、「滋賀の森林・林業の課題とその解決に向けた取組」について、討論をしていただきました。

熱心なご議論をしていただいた結果、林地境界の明確化やニホンジカ対策など水源林を未来に引き継ぐために必要な取組の推進などについて、多数のご意見をいただきました。

これらの貴重なご意見を参考にさせていただき、基本計画の見直しを進め、今後の森林政策を展開して参ります。



タウンミーティング（長浜市）

生産体制の整備

本県の素材生産量は増加傾向にあるものの、木材需要の高まり等に対応するため一層拡大していく必要があります。

そのため、滋賀県森林組合連合会と森林組合が「県産材生産流通ネットワーク協議会」を組織し、生産情報等の一元管理を行うこととしています。山土場での素材の集積情報をリアルタイムで把握したり、情報端末等を活用してシステムによる情報管理を行うことで、素材の安定供給につながるとともに、地域の森林整備の担い手である森林組合間の情報共有にも結びつくことから、県ではこれらの体制整備に対して支援を行うこととしています。



滋賀県森林組合連合会木材流通センター

●流通体制の整備（木材安定供給体制の強化）

本県では、間伐の実施にともなって木材の生産量が増加していますが、その中には、曲がりや節などにより、住宅の柱などの製材品には使えないものも多く含まれています。このような木材は、合板や集成材などに有効利用しますが、県内には合板等を生産できる工場がないため、滋賀県森林組合連合会が設置した木材流通センター（東近江市）が中心となって、県外の工場と木材の安定取引協定を締結し、需給調整を行った上で、出荷しています。



大規模工場への運搬

しかし、木材は価格が安く、かさばる材料でもあるため、価格に占める運搬費の割合が高くなり、それが木材の流通や利用を妨げる原因のひとつになっています。

そこで、一定の条件の下で県外に木材を出荷する場合に、運搬経費の一部を支援するなど、県産材の安定供給体制の強化と県産材の利用をさらに推進することとしています。

湖国の景観・文化遺産の保全

●風景条例に基づく景観施策

〈都市計画課〉

本県では、昭和59年に「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（風景条例）」を制定し、琵琶湖を中心としたひろがりつつながりのある風景を守り育てるため、琵琶湖景観形成地域等の景観形成上重要な区域の指定や、琵琶湖周辺における建築物の高さ制限（原則13m以下）、住民による風景づくりのための近隣景観形成協定制度を定めました。平成16年6月には「景観法」が制定され、現在、県内全13市が景観法に基づいた景観行政団体となり、これまでの県の施策を受け継いだ上で、それぞれが特色ある地域景観に対する取り組みを進めています。

一方、県内の景観行政団体が連携した取り組みを行う場として、「滋賀県景観行政団体協議会」を設立し、県や市町が連携して琵琶湖の眺望景観や歴史的街道の景観形成に対する取り組みを進めています。

●文化的景観の保護と活用

〈教育委員会文化財保護課〉

滋賀県には人々の営みと琵琶湖の織りなす美しい景観が現在まで残っています。このような景観は「文化的景観」と呼ばれるもので、その中で特に優れたものは、国が「重要文化的景観」として選定しています。本県では、「近江八幡の水郷」、「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」、「高島市針江・霜降の水辺景観」、「米原市東草野の山村景観」、「菅浦の湖岸集落景観」、「大溝の水辺景観」が選ばれました。



重要文化的景観 大溝の水辺景観
(高島市教育委員会提供)

また、県では「琵琶湖と水が織りなす文化的景観所在確認調査報告書」（平成23年3月）を作成し、こうした文化的景観を文化財として保護し、活用する取り組みを進めています。

- ◆県指定（選定）文化財の件数（平成27年3月現在） 413件
- ◆登録有形文化財の件数（平成27年3月現在） 349件

●田園地帯の景観の形成

〈農村振興課〉

田園地帯においては、継続した営農活動が行われることで農業の持つ多面的な機能が発揮され、水田や水路、里山などを中心に様々な生きものが生息する二次的な自然が育まれ、美しい田園景観が形成されてきました。しかし、過疎化や高齢化により集落機能が低下し、従来の美しい田園景観の維持が困難となるケースが散見されています。

一方で、県民の健康志向や環境意識の高まりは、「ゆとり」や「やすらぎ」を求める生活スタイルへと変化し、田園地帯の豊かな自然や美しい景観、伝統、文化などの魅力が再評価されつつあります。

平成19年度からは、県内の広い範囲で実施する「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」による共同活動の中で草刈や農村環境保全事業としての植栽など、地域ぐるみの取組により空間的の広がりを持った田園地帯の景観形成に努めています。



芝桜の植栽（長浜市木之本町杉野）

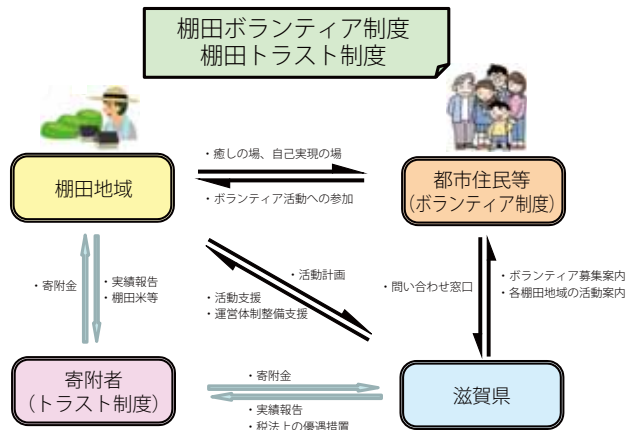
●棚田保全ネットワーク推進事業

〈農村振興課〉

棚田は、農業生産活動を通じて、県土の保全や水源涵養、農村景観や伝統文化の保全などの多面的な機能を発揮しています。しかし、過疎・高齢化や農家の減少、獣害の頻発などにより、耕作されない棚田が年々増えているため、平成16年度より、「棚田ボランティア制度」を導入し、地域住民と都市住民とが協働で行う保全活動を支援しています。

現在は、県内9地区でボランティアを受け入れての保全活動が実施されており、平成26年度は延べ238人のボランティアの参加がありました。また、活動に取り組む地域間の情報交換や課題解決を目的に交流・研究会を実施しています。

さらに、平成21年度より「棚田トラスト制度」を導入し、活動を応援して下さる企業や個人などから寄附金を募り、活動組織の安定化に向けた支援を行っています。



● 沿道景観の創造

〈道路課〉

道路は、生活に密着した社会基盤（空間）で、良好な生活環境を創造する上で、大切な役割を担っており、美しい景観を構成する重要な要素の一つです。

このため、まちづくり計画と整合を図りながら、道路緑化や電線類の地中化など、親しみとるおいのある道づくりを沿道住民の皆さんとともに進めています。

また、道路植栽の維持管理についても、地域住民や企業と連携して取り組み、道路への愛着心を醸しながら、沿道景観づくりを推進しています。



道路愛護活動事業（長浜市）

● 歴史的文化遺産

〈教育委員会文化財保護課〉

本県は、奈良や京都といった古くからの政治や経済、文化の中心地に近く、また交通の要衝としても重要な地域でした。そのため寺院・神社や民家等の建造物、仏像や絵画等の美術工芸品、民具や祭礼等の民俗文化財、遺跡や庭園等の史跡名勝天然記念物、文化的景観などの優れた文化財が数多く残されています。

県では、「滋賀県文化財保護条例」に基づき、これらの文化財調査・指定（選択）・保存修理・公開・教育普及などに取り組んでいます。



国指定重要無形民俗文化財
近江中山の芋競べ祭り 日野町中山

● ふるさと文化財の森

〈教育委員会文化財保護課〉

国宝や重要文化財などの文化財建造物を修理し、後世に伝えていくためには、木材や檜皮、茅、葭、漆などの資材の確保とこれに関する技能者の育成が必要です。文化庁は、修理に必要な資材の供給地および研修地を「ふるさと文化財の森」として平成18年度から設定しています。

本県では、「西の湖近江八幡葭生産組合葭地」と「西の湖佐々木土地葭地」（平成26年（2014年）3月24日設定）が葭の供給地として全国で初めて、設定されました。

平成26年度には、各葭地に一箇所ずつ説明看板が文化庁により設置されました。

「ふるさと文化財の森」の制度の活用により、葭地の保全と葭産業のさらなる発展につながることを期待されます。



西の湖佐々木土地葭地



西の湖近江八幡葭生産組合葭地

トピックス TOPICS

日本遺産認定・魅力発信事業

〈教育委員会文化財保護課〉

日本政府は平成30年（2020）の夏季五輪東京開催を契機に、日本各地の素晴らしい景色や歴史の魅力を内外に情報発信し、観光立国として経済効果を生ませる戦略として「日本遺産」認定事業を創設しました。「日本遺産」は、地域に点在する文化財を、歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーとして結び、その活用を図ろうとするものです。滋賀県では「琵琶湖とその水辺景観一帯りと暮らしの水遺産」（平成27年4月認定）が〈水とくらしの文化〉として、人々が古代から巧みに水を暮らしの中に取り入れて使う生活の姿を見ることができ、水から生まれた水への信仰として〈水と祈りの文化〉、琵琶湖を中心にして発達した独自の漁法や食文化が〈水と食文化〉として、「水の国」滋賀の日本の原風景であることが評価されました。今後、魅力発信事業による観光振興を図っていくこととなります。



『日本遺産』に認定された近江八幡の水郷景観